

# スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令

平成20年10月 8日 政令 第310号

## スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

平成21年 6月26日 政令 第169号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日：平成21年 6月26日	
<p>(国際平和協力隊の設置)</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、スーダンにおけるスーダン政府とスーダン人民解放運動・軍との間の武力紛争に係る包括和平合意の履行の支援を任務とする国際連合平和維持活動（以下「スーダン国際連合平和維持活動」という。）のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十一年六月三十日までの間、スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号タに掲げる業務に関する調整及び次条第一号から第三号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合スーダン・ミッション軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 次条第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合スーダン・ミッション国際連合事務総長特別代表室において行われるもの</p> <p>三 法第四条第二項第三号に掲げる事務</p> <p>2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。</p>	<p>(国際平和協力隊の設置)</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、スーダンにおけるスーダン政府とスーダン人民解放運動・軍との間の武力紛争に係る包括和平合意の履行の支援を任務とする国際連合平和維持活動（以下「スーダン国際連合平和維持活動」という。）のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十二年六月三十日までの間、スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号タに掲げる業務に関する調整及び次条第一号から第三号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合スーダン・ミッション軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 次条第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合スーダン・ミッション国際連合事務総長特別代表室において行われるもの</p> <p>三 法第四条第二項第三号に掲げる事務</p> <p>2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。</p>
- 改正法・附則・題名- ～平成21年 6月26日 政令 第169号～	
施行日：平成21年 6月26日	
◆追加◆	附則（平成二一・六・二六政一六九）
- 改正法・附則- ～平成21年 6月26日 政令 第169号～	
施行日：平成21年 6月26日	
◆追加◆	この政令は、公布の日から施行する。